

令和2年4月8日

**新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく
緊急事態宣言発令後の取手市長メッセージ**

標記の件につきまして、取手市長 藤井 信吾からのメッセージは以下のとおりです。

はじめに、新型コロナウイルスによってお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

また、治療中の方々の一日も早いご回復をお祈りするとともに、ウイルスと闘っておられる医療従事者をはじめ、感染拡大防止に努めてくださっているすべての方々に、市民を代表して感謝申し上げます。

4月7日、内閣総理大臣より、新型コロナウイルスの感染拡大に備える「改正特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が出されました。

予想を上回るスピードで感染が拡大していることから、このたびの宣言にいたったものと理解しております。

さて、今回の緊急事態宣言の対象地域は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県とされました。この地域では、知事が「行動の自粛」「施設の使用」「イベント開催の制限や停止」などを要請・指示することができるようになります。

茨城県は対象地域とはなっておりませんが、茨城県の中でも、わが取手市は東京圏への玄関口に位置しています。そのため、通勤や通学をはじめ、隣接する千葉県や東京都などへの移動が多く、対象地域と同様の行動や対応が必要と考えております。

市はこれまでも外出自粛などをお願いし、ご協力をいただいております。

4月8日の時点で、取手市では、市内医療施設での患者の発生はみられますが、みなさまの節度ある行動のおかげもあり、「市中感染」は発生しておりません。

市民のみなさまにおかれましては、慌てたり性急な行動をとることなく、正しい情報に基づく冷静な行動を、引き続きお願いいたします。

外出自粛をはじめとするみなさまへのお願いが長引くこととなりますが、節度ある行動がみなさまの大切なご家族、まわりの方々、そしてなによりご自身の命を守ることとなります。

不要不急の外出を控え、「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避けるなど、今後も感染拡大防止と早期収束に向けた取り組みへのご理解とご協力をお願いいたします。